

スポーツ活動支援事業についての規程（海外遠征）

（平成28年10月1日より適用する）

1. 助成審査の対象となる者

黒石市においてスポーツ活動を行っている黒石市民が国内での大会で優良な成績を上げた結果として出場する海外遠征について、交通費の支援をする。

支援助成の対象は黒石市内の個人又は団体で、国内の公的に認められた大会などにおいて優良な成績を収めた場合に下記に示す様式に従い「海外遠征へ行くことになった経緯」の書類を作成し「助成申請書」に添付して事務局へ提出する事とする。

2. 助成審査会の結果支給可となった場合の助成金の額

個人の場合1名につき交通費の片道分を上限とし、¥30,000-以内とする実費

団体の場合1団体につき交通費の片道分を上限とし¥100,000-以内とする実費

3. 申請書の提出から決定までの流れ

財団のホームページ <http://www.kuroishi-zdn.org/> の「**スポーツ活動支援事業助成申請書（海外遠征）**」から印刷できます。

- ① 別紙の**第一号**及び**第二号様式**により出場する大会の開催日の2週間前までに「**助成申請書**」を代表理事あてに作成して提出する。
- ② 申請書類の届け先は財団事務局。
- ③ 「海外遠征へ行くことになった経緯」は海外遠征することになった大会等の結果を添付。指定の様式は特にないが、賞状の写し(A4サイズに変倍)可。
- ④ 申請書を受理後、二ヶ月以内に審査会を開催し、その審査会の結果は財団の事務局がすみやかに申請者へ通知する。ただし財団の審査会が海外遠征の後になる場合もある。

4. 助成金の交付と報告義務

【助成金の交付】

交付決定を受けた個人、及び団体には助成が決定した場合「**助成金交付決定通知**」を送付するので、すみやかに**第三号様式「助成金支給依頼書**」によって、助成金の振込みを依頼する書面を郵送にて提出してください。受理後内容に不備がなければ振込みによって支給します。

【報告義務】

事業を実施した日からすみやかに（もしくは実施日が3月の場合4月30日までに）**第四号様式実施（大会結果）報告書**に記入して代表理事に書面で提出する事。

助成申請書の送り先 は

（〒036-0325）

青森県黒石市青山126番地2

公益財団法人黒石市民財団 宛て

以上の書類はすべて**郵便で提出**してください。

なお「申請書類」が必要な方は上記の住所へハガキで「スポーツ活動支援事業助成申請書(海外遠征用)」送付希望と書いて申し込んでください。